

各種預金規定の改定のお知らせ

弊社は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、各種預金規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除するための条項を導入しております。

この度、この取組みの一環として、預金規定の反社会的勢力排除条項を改定いたしました。また、反社会的勢力排除条項のほか、下記「主な改定趣旨」記載の条項等についても併せて改定いたしました。

2016 年 11 月 14 日以降、対象とするお客様（下記 3. ご参照）に改定後の預金規定が適用されますので、ご理解賜ります様、お願い申し上げます。何卒、今後とも引続きご愛顧いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 【改定する預金規定】※野村ホームバンキング普通預金約款および野村ホームバンキング定期預金約款を除く

- ①当座勘定規定
- ②普通預金規定
- ③普通預金（非付利型）規定
- ④通知預金規定（証書式）
- ⑤自由金利型定期預金規定（証書式）
- ⑥外貨当座預金規定
- ⑦外貨普通預金規定
- ⑧外貨定期預金規定

2. 【主な改定趣旨】

①反社会的勢力排除条項について

- ・反社会的勢力の属性要件について明確化するため次の要件を追加
 - 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべ

き関係を有すること

- ・ 免責、損害賠償規定を追加

○反社会的勢力排除条項の適用により、預金者等に損害が生じても弊社は免責される旨、または、当該条項の適用により、弊社に損害が生じたときは、預金者等は損害賠償責任を負う旨の規定を追加

②成年後見人等にかかる届出について

- ・ 家庭裁判所の審判により成年後見人等が選任された場合、弊社に届出が必要となる旨の規定等を追加

③準拠法、裁判管轄権に関する事項について

- ・ 預金や預金規定に関し紛争が生じた場合は弊社本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする旨の規定を追加

※詳細につきましては新旧比較表をご覧くださいませようお願いいたします。

3. 【適用対象となるお客様】

2010年4月26日以降、2016年1月3日までに前記1. に掲げる預金規定に係る預金口座を開設されたお客様

(なお、2010年4月25日以前または2016年1月4日以降に開設されたお客様につきましては、現在、改定後の内容の預金規定が適用されております)

以 上

◆当座勘定規定の新旧比較表

改定後	改定前
16. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出てください。 (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。 (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。	(新設)
25. (反社会的勢力ではないことの表明確約) 預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。))またはその代理人は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、預金者またはその代理人はその責任を負うものとします。	24. (反社会的勢力ではないことの表明確約) 本人またはその代理人は、次の①のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合においては、この当座勘定取引が停止され、または通知によりこの当座勘定が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより本人またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に損害賠償請求することはせず、いっさい本人またはその代理人の責任とします。また、これにより当社に損害を生じさせた場合には、その損害額を支払うものとします。
(削除)	25. (解約) (2) 前項のほか、本人またはその代理人が次の各号の一にでも該当し、当社が取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 本人またはその代理人が、24①に掲げる者のいずれかに該当することが判明した場合 ③ 本人またはその代理人が、自らまたは第三者を利用して、24②に掲げる行為のいずれか一にでも該当する行為をした場合
29. (準拠法、裁判管轄権) この規定の解釈は日本の法律に従って行われるものとし、この預金ならびにこの規定に関し紛争が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。	(新設)

◆普通預金規定の新旧比較表

改定後	改定前
10.(税金) (1)個人のお客様 20.315%(国税15.315%(うち復興特別所得税0.315%。2013年1月1日より2037年12月31日まで支払をする利息に課されます。)、地方税5%)の源泉分離課税となります。なお、少額貯蓄非課税制度(マル優)の取扱いはありません。 (2)法人のお客様 総合課税となります(ただし、国税15.315%(うち復興特別所得税0.315%。2013年1月1日より2037年12月31日まで支払をする利息に課されます。)を源泉徴収します。なお、非課税法人の場合は非課税となります)。	10.(税金) 20.315%(国税15.315%(うち復興特別所得税0.315%。2013年1月1日より2037年12月31日まで支払をする利息に課されます。)、地方税5%)の源泉分離課税とします。なお、少額貯蓄非課税制度(マル優)の取扱いはありません。
13.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。 (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出てください。 (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。 (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。	(新設)
17.(反社会的勢力ではないことの表明確約) 預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。))またはその代理人は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、預金者またはその代理人はその責任を負うものとします。 ① 預金者またはその代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ② 預金者またはその代理人は、自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 E その他AからDに準ずる行為	16.(反社会的勢力ではないことの表明確約) 預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。))またはその代理人は、本条1項のいずれかに該当し、もしくは本条2項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、預金者またはその代理人はその責任を負うものとします。 (1) 預金者またはその代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③ 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること (2) 預金者またはその代理人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。 ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤ その他前各号に準ずる行為
23.(準拠法、裁判管轄権) この規定の解釈は日本の法律に従って行われるものとし、この預金ならびにこの規定に関し紛争が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。	(新設)

◆普通預金(非付利型)規定の新旧比較表

改定後	改定前
10.(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出てください。 (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。 (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。	(新設)
14.(反社会的勢力ではないことの表明確約) 預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。))またはその代理人は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、預金者またはその代理人はその責任を負うものとします。 ① 預金者またはその代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ② 預金者またはその代理人は、自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 E その他AからDに準ずる行為	13.(反社会的勢力ではないことの表明確約) (1) 預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含む。以下同じ。))または預金者の代理人が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業 ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥ その他前各号に準ずる者 (2) 預金者または預金者の代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。 ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤ その他前各号に準ずる行為
(削除)	14.(解約等) (3) 預金者または預金者の代理人が、13.(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは自らまたは第三者を利用して13.(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または13.(1)の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
18.(準拠法、裁判管轄権) この規定の解釈は日本の法律に従って行われるものとし、この預金ならびにこの規定に関し紛争が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。	(新設)

◆通知預金規定（証書式）の新旧比較表

改定後	改定前
5.（反社会的勢力ではないことの表明確約） 預金者（本預金口座の名義人（預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。））またはその代理人は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、預金者またはその代理人はその責任を負うものとします。 ① 預金者またはその代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ② 預金者またはその代理人は、自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 E その他AからDに準ずる行為	5.（反社会的勢力ではないことの表明確約） (1) 預金者（本預金口座の名義人（預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含む。以下同じ））または預金者の代理人が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥その他前各号に準ずる者 (2) 預金者または預金者代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。 ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為
6.（預金の解約） (2) 次の各号の一にでも該当した場合に、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第10条に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④ この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。 (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。	6.（預金の解約） (2) 預金者または預金者の代理人が、5.（1）の各号のいずれかに該当し、もしくは自らまたは第三者を利用して5.（2）の各号のいずれかに該当する行為をし、または5.（1）の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
8.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出てください。 (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。 (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。	（新設）
11.（通知等） 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。	（新設）
13.（準拠法、裁判管轄権） この規定の解釈は日本の法律に従って行われるものとし、この預金ならびにこの規定に関し紛争が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。	（新設）

◆自由金利型定期預金規定(証書式)の新旧比較表

改定後	改定前
5. (反社会的勢力ではないことの表明確約) 預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。))またはその代理人は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、預金者またはその代理人はその責任を負うものとします。 ① 預金者またはその代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等横ばうグループまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ② 預金者またはその代理人は、自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 E その他AからDに準ずる行為	5. (反社会的勢力ではないことの表明確約) (1) 預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含む。以下同じ))または預金者の代理人が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業 ⑤ 総会屋等、社会運動等横ばうグループまたは特殊知能暴力集団等 ⑥ その他前各号に準ずる者 (2) 預金者または預金者の代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。 ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤ その他前各号に準ずる行為
6. (預金の解約、書替継続) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当社が解約の通知を届出したあつた氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第10条に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合	6. (預金の解約、書替継続) (2) 預金者または預金者の代理人が、5. (1)の各号のいずれかに該当し、もしくは自らまたは第三者を利用して5. (2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または5. (1)の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
8. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出てください。 (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。 (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。	(新設)
11. (通知等) 届出のあつた氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。	(新設)
13. (準拠法、裁判管轄権) この規定の解釈は日本の法律に従って行われるものとし、この預金ならびにこの規定に関し紛争が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。	(新設)

◆外貨当座預金規定の新旧比較表

改定後	改定前
10.(3) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。	(新設)
14. (反社会的勢力ではないことの表明確約) 預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。))またはその代理人は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、預金者またはその代理人はその責任を負うものとします。 ① 預金者またはその代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ② 預金者またはその代理人は、自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 E その他AからDに準ずる行為	14. (反社会的勢力ではないことの表明確約) (1) 預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含む。以下同じ))または預金者の代理人が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥その他前各号に準ずる者 (2) 預金者または預金者の代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。 ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為
(削除)	15.(解約等) (2) 預金者または預金者の代理人が、14.(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは自らまたは第三者を利用して14.(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または14.(1)の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

◆外貨普通預金規定の新旧比較表

改定後	改定前
13. (反社会的勢力ではないことの表明確約) 預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。))またはその代理人は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、預金者またはその代理人はその責任を負うものとします。 ① 預金者またはその代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ② 預金者またはその代理人は、自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 E その他AからDに準ずる行為	13. (反社会的勢力ではないことの表明確約) (1) 預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含む。以下同じ。))または預金者の代理人が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥その他前各号に準ずる者 (2) 預金者または預金者の代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。 ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為
(削除)	14. (解約等) (3) 預金者または預金者の代理人が、13.(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは自らまたは第三者を利用して13.(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または13.(1)の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

◆外貨定期預金規定の新旧比較表

改定後	改定前
5.（反社会的勢力ではないことの表明確約） 預金者（本預金口座の名義人（預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。））またはその代理人は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、預金者またはその代理人はその責任を負うものとします。 ① 預金者またはその代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ② 預金者またはその代理人は、自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 E その他AからDに準ずる行為	5.（反社会的勢力ではないことの表明確約） (1) 預金者（本預金口座の名義人（預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含む。以下同じ））または預金者の代理人が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥その他前各号に準ずる者 (2) 預金者または預金者の代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。 ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為
（削除）	6.（解約） (5) 預金者または預金者の代理人が、5.(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは自らまたは第三者を利用して5.(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または、5.(1)の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
13.（通知等） 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。	（新設）